

個人利用の場合(承認された団体以外)の減免について

町内在住者等(※)で、次の表に該当する方は、施設の使用料の減免を受けることができますので、施設利用時に申し出てください。

項番	減免を受けられる条件	減免率 (割引率)
1	障がい者手帳をお持ちの方	50%
2	生活保護を受けている方	
3	65才以上の方	
4	中学生以下の子どもが指導者等の引率によりグループで利用する場合	
5	中学生以下の子どもが個人で利用する場合	100%

○ 空調利用の対する減免について

愛知県に熱中症警戒アラート又は熱中症特別警戒アラートが発表された日は、終日、空調利用料金を 50%減免とします。

なお、上の表の1～4にも該当する場合は、75%減免となります。

(※)町内在住者等とは、各条例が定める、割増料金としない通常の使用料を徴収する範囲とします。